申　立　書

　　年　　月　　日

神河町長　山　名　宗　悟　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

１．　　　　神崎郡神河町

　　　　　　　　　　　　　　　　家屋番号

２．　　神崎郡神河町

３．　　　　　　年　　月　　日

４．　　(ａ)現住家屋を売却する〔売買契約書〕

　　　　　　　　　　　　　　　(ｂ)現住家屋を賃貸する〔賃貸契約書〕

　　　　　　　　　　　　　　　(ｃ)現在家屋が借家である〔賃貸契約書〕

　　　　　　　　　　　　　　　(ｄ)親族と同居である〔親族の申立書〕

　　　　　　　　　　　　　　　(ｅ)その他（　　　　　　　　　　　　　　）

５．入居が登記の後になる理由　　(ａ)抵当権設定を急ぐため〔金銭消費貸借契約書〕

　　　　　　　　　　　　　　　　(ｂ)前住人が未転出であるため

　　　　　　　　　　　　　　　　(ｃ) その他（　　　　　　　　　　　　　　）

　なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても意義ありません。